

株式会社 東北建築センター

# 住宅性能評価業務規程

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この住宅性能評価業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社 東北建築センター（以下「当機関」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法第81号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行なう法第7条第1項に規定する評価の業務（以下単に「評価の業務」という。）の実施について、法第16条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 評価の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正、かつ、的確に実施するものとする。

(評価の業務を行う時間及び休日)

第3条 性能評価業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時から午後5時までとする。

2 第1項の休日は、次の通りとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで
- (4) 8月13日から8月16日まで

3 第1項の規定については、緊急を要する場合その他のやむを得ない事情がある場合は、この規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 本社の所在地は、宮城県仙台市泉区泉中央3丁目2番10号

(住宅性能評価を行う住宅の種類及び評価の業務を行う範囲)

第5条 評価業務を行う範囲は、法第7条第2項各号に掲げる住宅の全ての種別に係る評価の業務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）第9条第1号から第2号までに定める区分に係る評価の業務を行うものとする。

(業務を行う区域)

第6条 業務を行う区域は、宮城県全域とする。

## 第2章 評価業務の実施方法

### 第1節 設計住宅性能評価

(設計住宅性能評価の申請)

第7条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価(設計された住宅について、日本住宅性能評価基準に従って表示すべき性能に関し評価方法基準に従って評価することをいう。以下単に「設計住宅性能評価」という。)を申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書(以下「設計評価申請関係図書」という。)を2部(正本及び副本)提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第3条第1項に規定する添付図書及び設計住宅性能評価申請書
  - (2) 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書(施行規則第3条第3項から第5項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。)
  - (3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあつては、特別評価方法認定書の写し(ただし、当機関が当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類(必要な場合に限る。)
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価(以下単に「変更設計住宅性能評価」という。)を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。(ただし、当機関において直前の設計住宅性能評価を行なっている場合にあつては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。)
- 3 前2項の規定により提出される図書(以下「設計評価提出図書」という。)の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織(当機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む)と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回路で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)の使用又は磁気ディスク(これに相当する記録装置を含む。以下同じ。)の受理によることができる。

(設計住宅性能評価の受理及び契約)

第8条 当機関は、前条の申請があつたときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第5条に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
- (2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。
- (3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

- 2 当機関は、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。
- 4 当機関は、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と設計住宅性能評価に係る契約を締結するものとする。

(設計住宅性能評価業務契約に盛り込むべき事項)

第9条 前条の評価業務契約には、少なくとも次の事項を明記するものとする。

- (1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
- (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、当機関の求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報を遅滞なく、かつ正確に当機関に提供しなければならないこと。
- (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - a) 評価料金の額に関すること。
  - b) 評価料金の支払い期日に関すること。
  - c) 評価料金の支払方法に関すること。
- (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
  - b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当機関に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
- (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。
  - a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
  - b) 申請者は、設計評価申請図書が交付されるまで、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
  - c) 申請者は、当機関が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求できること。
  - d) 当機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
  - e) 当機関は、d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅は建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。

- b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵が無いことについて保証するものではないこと。
- c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

#### (設計住宅性能評価の実施)

- 第10条 当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに当機関の「住宅性能評価マニュアル」に従い、設計住宅性能評価を評価員に実施させる。
- 2 評価の業務に従事する社員のうち評価員以外の者(以下「評価補助員」という。)は、評価員の指示に従い、申請の受け付け、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。
  - 3 評価員は、設計住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
  - 4 評価員は、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価を一時中断する。
  - 5 前項の規定により設計住宅性能評価を中断した場合においては、当機関は、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価を再開しない。

#### (設計住宅性能評価の申請の取下げ)

- 第11条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取下げの場合においては、その旨及び理由を記載した取下届出書を当機関に提出する。
- 2 前項の場合においては、当機関は、設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出図書を申請者に返却する。

#### (設計評価提出図書の変更)

- 第12条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について当機関に通知するものとする。
- 2 前項の通知が行なわれた場合において、当機関が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。

#### (設計住宅性能評価書の交付)

- 第13条 当機関は、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書を交付する。
- (1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
  - (2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
  - (3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規

定（以下単に「建築基準関係規定」という。）適合しないと認めるとき。

- (4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他当機関に帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。
- (5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別記1に定める方法に従う。
- 3 当機関は、第1項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を書面を持って通知する。
- 4 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

## 第2節 建設住宅性能評価

（建設住宅性能評価の申請）

- 第14条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価（以下単に「建設住宅性能評価」という。）のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号（当機関において最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、(2)を除く。）に掲げる図書を2部（正本及び副本）提出しなければならないものとする。
- (1) 施行規則第5条第1項に規定する添付図書及び建設住宅性能評価申請書（新築住宅）
  - (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
  - (3) 施工状況報告書（平成13年国土交通省告示第1347号）
  - (4) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあっては、同項又は同法第6条の2第1項の確認済証の写し
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価（以下単に「変更建設住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。（ただし、当機関において直前の建設住宅性能評価を行なっている場合にあっては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。）
- 3 申請者は、前項に掲げる図書が整っていない場合であっても、当機関に対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。
- 4 第1項から第2項までの規定により提出される図書（以下「建設評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。

（建設住宅性能評価の受理及び契約）

- 第15条 当機関は、前条の建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。
- (1) 申請に係る住宅が、第5条に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。

- (2) 建設評価提出図書に形式上の不備がないこと。
- (3) 建設評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 建設評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当機関は、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。
- 4 当機関は、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と建設住宅性能評価に係る契約を締結するものとする。

(建設住宅性能評価業務契約に盛り込むべき事項)

第16条 前条第4項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。

- (1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関する事項
- (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - (a) 申請者は、当機関の求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報を当機関に提供しなければならないこと。
  - (b) 申請者は、当機関の評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
- (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - (a) 評価料金の額に関すること
  - (b) 評価料金の支払期日に関すること
  - (c) 評価料金の支払方法に関すること
- (4) 評価業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - (a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
  - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当機関に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者と協議の上、期日を変更できること。
  - (c) 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号の規定による承認を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合に合っては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証を当機関に提出しないときは、業務期日を延期できること。
- (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - (a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。
  - (b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。

- (c) 申請者は、当機関が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他当機関に帰すべき理由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができる。
  - (d) 当機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
  - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求できること。
- (6) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。
  - (b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。
  - (c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

#### (建設住宅性能評価の実施)

- 第17条 当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに当機関の「住宅性能評価マニュアル」に従い、建設住宅性能評価を評価員に実施させる。
- 2 評価員補助員は、評価員の指示に従い、申請の受け付け、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。
  - 3 評価員は、建設住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者、又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
  - 4 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。
  - 5 前項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、当機関は、その是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

#### (新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)

- 第18条 申請者は、当機関に対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を当機関の規定の方法により通知しなければならないものとする。
- 2 当機関は、前項の規定による通知を受理したときは、同項の規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から7日以内に、評価員に当該検査時期における検査を実施させる。
  - 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書を当機関に提出しなければならないものとする。
  - 4 申請者は、検査が行なわれる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理

記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。

- 5 当機関は、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第 10 号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

(建設住宅性能評価の申請の取下げ)

- 第 19 条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取下げの場合においては、その旨及び理由を記載した取下届出書を当機関に提出するものとする。
  - 2 前項の場合においては、当機関は、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出図書を申請者に返却するものとする。

(建設工事の変更)

- 第 20 条 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事に変更された場合においては、その旨及び変更の内容について当機関に通知するものとする。
  - 2 前項の通知が行なわれた場合において、当機関が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書の交付)

- 第 21 条 当機関は、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の各号に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書を交付する。
  - (1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
  - (2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
  - (3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認められるとき。
  - (4) 申請に係る住宅について建築基準法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第 7 条第 1 項の規定による検査を要しない住宅又は同法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号の規定による承認を受けた住宅にあっては、この限りでない。
  - (5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったこと、その他当機関に帰することのできない事由により、建設住宅性能評価が行えなかったとき。
  - (6) 評価手数料が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 第 13 条第 2 項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。
- 3 当機関は、第 1 項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、申請者に対しその旨を書面を持って通知する。
- 4 建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定



めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

### 第 3 章 評価員等

#### (評価員の選任)

第 2 2 条 当機関の長は、評価の業務を実施させるため、法第 13 条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任する。

- 2 評価員は、社員から選任するほか、社員以外の者に委嘱して選任することができる。
- 3 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

#### (評価員の解任)

第 2 3 条 当機関は、評価員が次のいずれかに該当する場合は、その評価員を解任する。

- (1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき。

#### (評価員の配置)

第 2 4 条 当機関は、評価の業務を実施させるため、評価員を 2 名以上配置する。

- 2 前項の評価員は、公正かつ的確に住宅性能評価を行わなければならない。
- 3 当機関は、住宅性能評価の申請件数が一時的に増加するなど、適切に評価の業務を行うことが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

#### (評価員の教育)

第 2 5 条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年 1 回、当機関の行う評価の業務に関する研修を受講させるものとする。

- 2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しましては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

#### (評価の業務の実施及び管理の体制)

第 2 6 条 評価の業務に従事する社員を第 2 2 条第 1 項の規定により配置された評価員を含め 2 名以上を当機関に配置する。

- 2 当機関は、評価業務課長を法第 9 条第 1 項第 3 号に規定する専任の管理者に任命する。
- 3 専任の管理者は、評価の業務を統括し、評価の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書の交付について責任を有するものとする。

#### (評価員等の身分証明書の携帯)

第27条 評価の業務に従事する評価員又は評価補助員が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

2 前項の証明書の様式は、別記2に定める。

(秘密保持義務)

第28条 当機関の役員及びその社員（評価員を含む）並びにこれらの者であった者は、法第13条第1項の規定により、評価の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

## 第4章 評価料金等

(評価料金の納入)

第29条 申請者は、別表に定める評価料金を、銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(評価料金を減額するための要件)

第30条 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し（当機関が当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ的確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。
- (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し（当機関が当該認証書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ的確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。
- (3) 設計住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。
- (4) 建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法第7条の4第1項の検査の申請を行うとき。

(評価料金の返還)

第31条 納入された評価料金は、返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により評価の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(負担金の納付)

第32条 当機関は、法第87条第3項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に

従い、負担金を同センターに対して納付する。

## 第5章 雑則

(登録区分等の表示)

第33条 当機関は法第17条の規定に従い、登録の区分、その他の施行規則第17条第1項各号に掲げる事項を、事務所において公衆に見やすいように掲示する。

(評価業務規程等の公開)

第34条 当機関は、本規程を評価の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設した当機関のホームページ (<http://www18.ocn.ne.jp/~toukense/>) において公表するものとする。

(財務諸表の備付け)

第35条 当機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成し、五年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第36条 利害関係人は、当機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)又は(4)の請求をするには、1枚につき1,000円を支払わなければならないものとする。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録の記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、登録住宅性能評価機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
  - (a) 登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第十八条第二項第四号に掲げる請求をした者(以下この条において「請求者」という。)の使用に係る電子計算機とを電機通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電機通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
  - (b) 磁気ディスクをもって調整するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
  - (c) (a)及び(c)に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び図書の保存)

第37条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、夫々に掲げるものとする。

- (1) 法第19条第1項の帳簿は当機関が評価の業務を全部廃止するまで
- (2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約その他設計住宅性能評価に要した書類（次号に掲げる書類と同一のものを除く） 5年間
- (3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に係る契約書その他建設住宅性能評価に要した書類 20年間

(帳簿及び書類の保存方法)

第38条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要のある場合を除き事務所内において、審査終了後は、施錠できる室、ロッカー等において、確実かつ秘密のもれることの無い方法で行う。

- 2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第39条 当機関は、電子情報処理組織による申請の受付け及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護にかかる措置について別に定めることとする。

(評価の業務に関する公正の確保)

第40条 当機関の長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- 2 当機関の長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。
  - (1) 設計に関する業務
  - (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
  - (3) 建設工事に関する業務
  - (4) 工事監理に関する業務
- 3 当機関の長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、その役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。）である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合（当該役員又は職員（評価員を含む。）が当該申請に係る住宅性能評価の業務を行う場合に限る。）は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。
  - (1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合
  - (2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項（1）、（2）、（3）または（4）に掲げる業務を行った場合

4 評価員又は機関の役員若しくは職員以外の者は、評価の業務に従事してはならない。

(損害賠償保険への加入)

第41条 当機関は、評価の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（保険金額が年間1億円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの）を締結するものとする。

(事前相談)

第42条 申請者は、住宅性能評価の申請に先立ち、当機関に事前相談をすることができる。この場合においては、当機関は、誠実かつ公正に対応するものとする。

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年2月1日から改定施行する。

附 則

この規程は、平成21年2月25日から改定施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月18日から改定施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月3日から改定施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から改定施行する。

## 【 新築住宅（設計） 】

別表1 設計住宅性能評価料金（必須評価事項のみ）

（税抜金額 単

位：円）

	(イ) 床面積合計	(ロ) 手数料の額
戸 建 住 宅	100㎡以内のもの	24,000
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	28,500
	200㎡を超え、500㎡以内のもの	45,000
	500㎡を超えるもの	$P \times 17,000 + 45,000$
共 同 住 宅 等	500㎡以内のもの	$100,000 + M \times 15,000$
	500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	$120,000 + M \times 15,000$
	1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	$240,000 + M \times 15,000$
	2,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの	$300,000 + M \times 13,000$
	3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	$360,000 + M \times 10,000$
	5,000㎡を超え、7,500㎡以内のもの	$420,000 + M \times 9,000$
	7,500㎡を超え、10,000㎡以内のもの	$480,000 + M \times 9,000$
この表でPは延べ床面積から500㎡を減じた数値を200㎡で除した数値（小数点以下第1位切り上げ）を、Mは評価対象戸数を表す。		

別表2 設計住宅性能評価料金（性能表示事項のすべて）

（税抜金額 単

位：円）

	(イ) 床面積合計	(ロ) 手数料の額
戸 建 住 宅	100㎡以内のもの	24,500
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	29,500
	200㎡を超え、500㎡以内のもの	46,000
	500㎡を超えるもの	$P \times 18,000 + 46,000$
共 同 住 宅 等	500㎡以内のもの	$100,000 + M \times 17,000$
	500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	$120,000 + M \times 17,000$
	1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	$240,000 + M \times 17,000$
	2,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの	$300,000 + M \times 15,000$
	3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	$360,000 + M \times 12,000$
	5,000㎡を超え、7,500㎡以内のもの	$420,000 + M \times 11,000$
	7,500㎡を超え、10,000㎡以内のもの	$480,000 + M \times 11,000$
この表でPは延べ床面積から500㎡を減じた数値を200㎡で除した数値（小数点以下第1位切り上げ）を、Mは評価対象戸数を表す。		

別表3 設計住宅性能評価申請を建築基準法に基づく確認と併せて行う場合の評価料金の減算額

(税抜金額 単

位：円)

	(イ) 床面積合計	(ロ) 手数料の額
戸 建 住 宅	100㎡以内のもの	2,000
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	2,000
	200㎡を超え、500㎡以内のもの	3,000
	500㎡を超えるもの	$P \times 1,000 + 3,000$
共 同 住 宅	500㎡以内のもの	5,000
	500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	6,000
	1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	12,000
	2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	26,000

【 新築住宅（建設） 】

別表4 建設住宅性能評価料金（必須評価事項のみ）

（税抜金額 単位：

円）

	(イ) 床面積合計	(ロ) 手数料の額
戸 建 住 宅	100㎡以内のもの	95,000
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	114,000
	200㎡を超え、500㎡以内のもの	133,000
	500㎡を超えるもの	$P \times 28,000 + 133,000$
共 同 住 宅 等	500㎡以内のもの	$N \times 45,000 + M \times 10,000$
	500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	$N \times 85,000 + M \times 10,000$
	1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	$N \times 105,000 + M \times 10,000$
	2,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの	$N \times 110,000 + M \times 9,000$
	3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	$N \times 120,000 + M \times 9,000$
	5,000㎡を超え、7,500㎡以内のもの	$N \times 125,000 + M \times 9,000$
	7,500㎡を超え、10,000㎡以内のもの	$N \times 130,000 + M \times 8,000$
この表でPは延べ床面積から500㎡を減じた数値を200㎡で除した数値（小数点以下第1位切り上げ）を、Mは評価対象戸数を、Nは検査を行う回数を表す。		

別表5 建設住宅性能評価料金（性能表示事項のすべて：室内空気中における化学物質の濃度測定を除く）

（税抜金額 単

位：円）

	(イ) 床面積合計	(ロ) 手数料の額
戸 建 住 宅	100㎡以内のもの	95,000
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	114,000
	200㎡を超え、500㎡以内のもの	133,000
	500㎡を超えるもの	$P \times 28,000 + 133,000$
共 同	500㎡以内のもの	$N \times 45,000 + M \times 12,000$
	500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	$N \times 85,000 + M \times 12,000$
	1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	$N \times 105,000 + M \times 12,000$



住宅等	2,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの	$N \times 110,000 + M \times 11,000$
	3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	$N \times 120,000 + M \times 11,000$
	5,000㎡を超え、7,500㎡以内のもの	$N \times 125,000 + M \times 11,000$
	7,500㎡を超え、10,000㎡以内のもの	$N \times 130,000 + M \times 10,000$
この表でPは延べ床面積から500㎡を減じた数値を200㎡で除した数値（小数点以下第1位切り上げ）を、Mは評価対象戸数を、Nは検査を行う回数を表す。		

別表6 建設住宅性能評価申請を建築基準法に基づく中間検査・完了検査と併せて行う場合の評価料金減算額 (税抜金額 単位：円)

	(イ) 床面積合計	(ロ) 手数料の額
戸建住宅	100㎡以内のもの	8,000
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	10,000
	200㎡を超え、500㎡以内のもの	11,000
	500㎡を超えるもの	$P \times 2,000 + 11,000$
共同住宅	500㎡以内のもの	14,000
	500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	15,000
	1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	19,000
	2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	26,000

別表7 住宅形式認定住宅の場合の評価料金減算額

	(イ) 型式認定に係る床面積合計	(ロ) 設計住宅性能評価の手数料から減ずる額	(ハ) 建設住宅性能評価の手数料から減ずる額
戸建住宅	100㎡以内のもの	2,000	47,000
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	3,000	56,500
	200㎡を超え、500㎡以内のもの	5,000	66,000
	500㎡を超えるもの	$P \times 2,000 + 5,000$	$P \times 2,000 + 7,000$
共同住宅	500㎡以内のもの	$5,000 + M \times 2,000$	$N \times 4,000 + M \times 1,000$
	500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	$6,000 + M \times 2,000$	$N \times 6,000 + M \times 1,000$
	1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	$12,000 + M \times 2,000$	$N \times 9,000 + M \times 1,000$
	2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	$24,000 + M \times 2,000$	$N \times 18,000 + M \times 1,000$

この表でPは延べ床面積から500㎡を減じた数値を200㎡で除した数値（小数点以下第1位切り上げ）を、Mは評価対象戸数を表す。

別記1

交付番号は、16桁の数字を用い、次の通り表すものとする。

○○○—○○—○○○○—○—○—○○○○○

1～3桁目	当機関の指定番号
4～5桁目	当機関の事務所ごとに付する番号
6～9桁目	西暦
10桁目	1：設計住宅性能評価 2：建設住宅性能評価（新築住宅） 3：建設住宅性能評価（既存住宅）
11桁目	1：1戸建ての住宅 2：共同住宅等
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001 から順に付するものとする）

## 身分証の様式

当機関評価業務規程第27条2項に規定する身分証の様式及び書式は以下のものとする。

### 1. 評価員証

書式（表面）

<b>評 価 員 証</b>	
氏 名 昭和 年 月 日生れ	写 真 (25×30)
番 号 ○○-○○○○	
上記の者は当機関に登録された評価員であることを証明する。	

書式（裏面）

<b>注 意</b>
1. 評価業務に当たっては、本証を常に携帯すること
2. この証は他人に貸与し又は譲渡してはならない。
3. この証は評価の資格を失った時又は有効期限を経過した時は、 ただちに発行者に返還しなければならない。
株式会社 東北建築センター TEL○○○-○○○
〒○○○-○○○ 住所○○○○○○○○○○○○○○○○
Email:○○○○○○○○○/Homepage : ○○○○○○○○

### 2. 評価補助員証

書式（表面）

<b>評価補助員証</b>	
氏 名 昭和 年 月 日生れ	写 真 (25×30)
上記の者は当機関に登録された評価補助員であることを証明する。	

書式（裏面）

<b>注 意</b>
4. 評価業務に当たっては、本証を常に携帯すること
5. この証は他人に貸与し又は譲渡してはならない。
6. この証は評価の資格を失った時又は有効期限を経過した時は、 ただちに発行者に返還しなければならない。
株式会社 東北建築センター TEL○○○-○○○
〒○○○-○○○ 住所○○○○○○○○○○○○○○○○
Email:○○○○○○○○○/Homepage : ○○○○○○○○